

新型コロナまん延防止措置について

新型コロナ感染症の第4波を受け、愛知県内でもまん延防止等重点措置が実施されました。交付金を伴う県からの要請は2つの枠に分かれています。同じ業者が両方を申請することはできません。



営業時間の短縮を求められているのは、午後9時以降まで営業している飲食店・喫茶店です。過去の給付金要件と異なるのは、9時前の営業時間中もカラオケ設備提供の自粛が求められている点です。

この枠は年間の売上額によって1日当たりの交付金が決まります。年売上が3千万円以下の業者の1日ごとの交付金は、2万5千円になります(22日で55万円)。

カラオケ設備の利用自粛の要請は、従前から9時

までに閉店する飲食店等を含めて、カラオケ設備をお客に提供している店が対象です。

この枠は営業時間の短縮を求められていませんが、時間を限定せずにカラオケの自粛を要請されています。カラオケボックスなど業態によっては、要請に応えるなら休業せざるを得ない業者が出てきます。

この枠の交付金は1店舗ごとに1日当たり1万円です(22日で22万円)。

営業短縮は従前時間を併記した掲示が、またどちらの枠も県の安心安全宣言ポスター・ステッカーの掲示が必要です。初めての申請で、まだ登録していない

人はインターネットでの施設登録を行きましょう。

今回の交付金の申請には店舗の内観・外観の写真が必要になります。

確認したいこと、わからなくて不安なことなど、ご相談は民商に連絡してください。



尾北民商ニュース

2021年
4月26日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

	まん延防止等重点措置(名古屋市内対象分は載せていません)	
	営業時間短縮要請枠	カラオケ設備利用自粛要請枠
対象エリア	名古屋市を除く県内全域	愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日(火)から5月11日(火)まで(22日間)	
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店を運営する事業者 ※飲食店又は喫茶店営業許可が必要	・カラオケ設備を提供している営業時間短縮要請対象外の飲食店等 ※飲食店又は喫茶店営業許可が必要 ・カラオケボックスを運営する事業者
要請	営業時間の短縮:午前5時~午後9時 ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要	カラオケ設備の利用自粛
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の利用自粛(設備を提供している店舗のみ)	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示
交付額	1日あたり2.5万円(年売上3千万円以下) ※売上高に応じて2.5万円~7.5万円 ※売上高減少額の4割も選択可能	1店舗1日あたり1万円

知っている業者を民商に紹介してください!

あなたの周りに悩んでいる業者はいませんか? 日々の記帳や確定申告、飲食店等の営業時間短縮の給付金・交付金の申請、許可申請、労災など、ぜひ民商にご連絡を。自営業者も小規模法人もフリーランスも民商の加入対象です。